

「最新の裁判例からみた「商標の類似」と 商標権侵害の判断基準」

～商標の類似、商品・役務の類似、商標的使用、
商標権の効力の制限をどう判断するか？～

商標が類似するか否か、商標的使用に該当するか否かは、実務上、最も判断の難しい問題です。そこで、本講座では、商標権侵害の要件である、商標の類似等について最新の裁判例に基づき、その判断基準を解説します。

また、販促品、商品の改変、インターネット、称呼同一で非類似、商標の横取り、商標的使用と商標法26条（2つの裁判例の傾向）など、商標権侵害の論点につきましても、裁判例に基づき解説します。

さらに、商標権侵害への対応策を、攻めと守りの視点から解説し、最後に日本に上陸してきた米国における商標権侵害の判断基準についても言及します。

本講座を受講することにより、商標の類似の判断のスキルを身につけることができるとともに、商標権侵害へ、攻めと守りの視点から対応することができます。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 令和元年 6月4日（火）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 5階講義室507

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 青木 博通 氏（ユアサハラ法律特許事務所 パートナ-弁理士）

【定員】 50名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,500円（一般21,000円）（テキスト代、消費税8%込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

⑨(1)開催日3日前以内のキャンセルの場合、受講料はお返できません。

※ 受講料のお振込は講義終了後になりましても問題ございません。

(2)聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム】

I. 商標権侵害になる場合（商標権侵害の要件）

1. 商標の類似（文字、図形、結合、著名）
2. 商品・役務の類似
3. 商標の使用（条文への正確な当てはめ）
4. 商標的使用
5. 救済措置（民事・刑事）

II. 商標権侵害の論点（侵害が微妙なケース）

1. 販促品（ノベルティ）
2. 商品の改変（詰替え、小分け、改造、再包装）
3. 打ち消し表示
4. 禁反言（エストッペル）
5. インターネット（URL、検索連動型広告、メタタグ）
6. 販売店の責任
7. 名刺における使用
8. オリンピックとアンブッシュマーケティング
9. 色彩、音、動きの商標と商標権侵害
10. 商標権と意匠権、著作権との抵触

III. 商標権侵害への対応策

1. 攻める場合
 - （1）権利の有効性の確認
 - （2）証拠の収集
 - （3）商標権侵害要件の主張・立証の準備
 - （4）警告状送付と信用毀損・和解・裁判・税関
2. 守る場合
 - （1）商標的使用論
 - （2）商標法26条（商標権の効力の制限、普通名称化）
 - （3）先使用権
 - （4）権利濫用と準用特許法104条の3（商標権等の権利行使の制限）
 - （5）真正商品の並行輸入

VI. その他

1. 米国における商標権侵害判断基準の日本上陸
2. 商標権と不正競争防止法との関係
3. 商標権侵害における「類似」、権利形成（出願）、不正競争防止法2条1項2号における「類似」の違い
4. 商標権侵害における「使用」と不使用取消審判における「使用」の違い

大阪発明協会 企画サービスグループ行き

FAX 06-6479-3930

中級向け 知的財産セミナー 申込書

2019年6月4日開催

「最新の裁判例からみた「商標の類似」と商標権侵害の判断基準」

申込日 年 月 日

会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	

※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員 発明協会 一般)